

平成27年第6回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年12月22日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町新庁舎建設工事請負契約の締結について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	3番	石川 和美 君
4番	佐藤 信親 君	5番	益子 輝夫 君
6番	大森 富夫 君	7番	塚田 秀知 君
8番	益子 明美 君	9番	岩村 文郎 君
10番	川上 要一 君	11番	阿久津 武之 君
13番	石田 彬良 君	14番	小川 洋一 君
15番	大金 市美 君		

欠席議員(1名)

12番 橋本 操 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	教 育 長	小川 浩子 君
会計管理者兼 会計課長	田村 正水 君	総務課長	橋本 民夫 君

企画財政課長	佐藤美彦君	税務課長	薄井健一君
住民生活課長	鈴木真也君	環境総合推進室長	鈴木雄一君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	秋元彦丈君
農林振興課長	穴山喜一郎君	商工観光課長	坂尾一美君
総合窓口課長	稲澤正広君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会 事務局長	藤田悦子君	学校教育課長	長谷川幸子君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は13名であります。

欠席届が、12番、橋本 操君から提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第6回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金市美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、大森富夫君及び7番、塚田秀知君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大田市美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 日程第3、議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬の押し迫った中、第6回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、町独自利用事務としての個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大田市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

マイナンバー法における個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、同法に定められております法定利用事務においてマイナンバーを利用することとなりますが、法定利用事務以外の事務についても、町民の利便性向上や行政事務の効率化につながる事務について独自利用事務として町条例に定めることにより、マイナンバーを活用できるようにするものです。

なお、マイナンバーの活用に関しましては、条例に定めれば全ての町事務について利用できるものではなく、社会保障、税、災害対策の3分野の事務に限られるものです。

それでは、各条文についてご説明いたします。

第1条は、特定個人情報の提供について必要な事項を定めることを規定するものです。なお、この条例で言います特定個人情報とは、一言で言いますとマイナンバーを内容に含む個人情報のことを言います。

第2条は、用語の意義を規定しているものです。

第3条は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる等、町の責務を規定しているものです。

第4条は、個人番号の利用の範囲を別表第1及び別表第2に掲げた事務に限ることを規定するものです。

第5条は、他の機関への特定個人情報を提供できる場合は、別表第3に限られた場合に限ることを規定するものです。

第6条は、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定するものです。

なお、本条例の施行期日は法律と同様に、平成28年1月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 今、町長を初め課長から説明があったんですが、マイナンバーについての条例の改正ということだと思うんですが、このマイナンバーの通知が来て、結局マイナンバーのカードをつくりますね。それはやっぱり任意だと思うんですが、マイナンバーの通知がそれぞれ行っていると思うんですが、ただ、所によっては届いてないというところもまだ聞かれるんですが、そういう点でやっぱり28年1月1日から実施されるということなん

ですが、これに関して先ほど社会保障の問題とか災害の問題とか挙げられたんですが、具体的にマイナンバーのカードを登録しなくても、介護保険とかそういうのにまでは適用になるか、どの辺が適用になるか、さらに具体的に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） マイナンバーは、カード自体は申請で作成することになりますが、マイナンバー自体は住民基本台帳に基づいて住所地を登録してあれば、全ての方にマイナンバー、個人番号が付されているという形になりますので、申請登録主義ではございません。登録通知が各住所地を所在する町から届くという形になっているはずですよ。ですので、今回町条例の制定ということで提案を申し上げておりますのは、通常ですと各種の申請に対して住民票をとったり、所得証明をとったりという事務手続、これを省略するためにマイナンバーを付すことにより、関係情報がそちらに集約できるということで、住民の方、それから行政面もそうですけれども、効率的な事務が取り行われるという意味での条例の制定になります。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） それでは、マイナンバーを取得して通知が来ているわけですね。そして、それを結局確認して役場の窓口へ届けるということになるとは思いますが、その手続をしないと一切の業務手続が受けられなくなるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） カードはつくらなくても結構です。申請用紙にマイナンバーをご記入いただくという形。もしそれでマイナンバーを使いたくないという方がいらっしゃれば、従来同様の所得証明をとったり税証明をとったりというような手続をされて届け出をするという形になりますが、そういう面で住民の方の利便性、それから行政の効率化という面で、この条例の中でマイナンバーで記載して申請をいただければ、各種保障制度がそのまま申請につながるという形になります。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） すると、マイナンバーを何かで知らなくても、行政の手続はできるということに捉えてよろしいのでしょうか。それともマイナンバーの番号が記載されなければ受け付けないということになるのか、その辺も伺いたいと思うんですが、もう一つ、今問題になっているのは、これから民間もなっていくわけですが、民間でさえ14%ぐらいしかやっていないというような、その部分での調査の結果も出ていますし、マイナンバーに対

する理解が町民の中にもまだまだ広がっていないという点で、それを実施するというのはいろいろな問題もあると思います。

それと同時に、私も新聞で読んだんですが、障害者に対して、特に視聴覚障害者に対して、結局カードは届くものの、マイナンバーが点字で表示されていないということで届けようがないというような状況も出ています。その辺と同時に、先ほども言いましたけれども、まだ届いていないところはかなりあると。この町では何名になるか、この前の発表では100数十件が届いていないということを言っていましたけれども、県全体でもかなりの件数になると思います。そういう中で、実施されるということは、特に認知症とかそういう人たちの、高齢者の問題もあると思います。そういう点でマイナンバーを表記しなければ受け付けないというんでは、ちょっとおかしくなるんじゃないかなと。

今弁護士会のほうでも、このマイナンバー制度について裁判が打たれたり、また憲法13条に基づいて、プライバシーの侵害権にも当たるというようなことを言っておりますので、その辺をマイナンバーがなくても、今業務が何も停滞しているわけでも何でもないですし、新たに当面300億円をかけて国がこのマイナンバー制度をやるといっていますが、1兆円事業とも、また3兆円事業とも言われていますよね。そういう点で国民には何のメリットもなく、町民にはですが、それでいて行政は確かに効率化されて、番号で押さえられる、個人個人を押さえられると。そして、時の政権である安倍自民・公明党の連立政権がばんばんこのマイナンバーで国民一人一人を監視すると。これは医療とか保険とか、それだけじゃなくて、あらゆることがここに載るわけですね、国民一人一人の健康状態から何から何まで。これは憲法13条にある個人のプライバシーの問題にも介入するというので弁護士会も問題にしています。

そういう点で、町が幾ら国が決めた事柄だといって、私はそれを率先してやることではないというふうに思いますんで、今までどおりの体制で十分ではないかなというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） ちょっと趣旨をご理解いただけないかもしれませんが、マイナンバー法で活用できる法定事務というものが規定されております。町がそれ以外の事務で活用する場合には条例をつくりなさいということになっておりますので、今回法定事務以外に町が社会福祉、それから税、保障等に関して必要な分、法定で定められているもの以外の分、それを使うためには条例を定めなさいということになっておりますので、その部分に関してのみ条例を定めるという趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 公共事務以外に必要なこととして今度の条例を定めるということで条例案ができていますけれども、この機関としての町長と教育委員会、事務内容が明記されておりますけれども、この事務内容にマイナンバーを利用することになるわけですが、これ以外に利用されるということはないというこの保証、その担保はどういうふうになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 法律のうち条例で定めたもの以外は使用できないということになっております。もし今現在きょう提示してあります条例の別表、これ以外の事務に使用する場合は、これは改めて条例改正をして追加しなくてはならないという形になります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 課長がそう言うんですが、私が聞いたのは、その利用するというところでこの事務内容が明記されておりますけれども、それ以外に活用するとか、あるいは不祥事あるいは情報漏えい、こういうものが出ないという、その保証、担保、これはどういうふうになっているのかということでお聞きしたんです。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 条例の中の第3条に町の責務というところがございまして。この中でマイナンバーを使用する際には、十分な配慮、注意を下さい、措置を講じなさいということと定めております。

それと、繰り返しになりますが、この条例を制定するということは、この条例に定められたもの以外は独自利用事務としては使用できないということになっておりますので、それ以外の事務は法律にも抵触するということになりますので、条例で定めたもの以外にはマイナンバーは活用できないという形になります。

それと、当然全体的な部分になりますけれども、このマイナンバーを町の情報として持つ場合には、それなりのセキュリティー対策、当然コンピューターを含めてですけれども、情報管理対策というのを徹底していくということになっております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） そのセキュリティー対策なんですけれども、そのことが十分説明され

ないということと、機関としての町長と教育委員会とはなっておりますけれども、実際には職員が動かすわけですね、システムを活用するわけですね。その場合の情報漏えいと、そしてそういったことが起きた不祥事に対しての対処について、罰則ということでは出ておりませんが、そういう点での対策、対処、これについてはどういうふうなことで町としてはどういうふうな内規ですか、そういうものも含めて、このセキュリティー対策について伺います。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 私のほうから今回のマイナンバー法に関係する事務取扱につきましては、個人情報取扱要綱というものを庁内で定めまして、その中で従前の情報関係のセキュリティー対策についてもそのようなことで進めてまいりましたが、改めて個人情報、今回のマイナンバー法につきましても取扱要綱を定めて、それで対処はしていきたいと考えております。もう既に要綱は定めてあります。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） いずれにしても、私はマイナンバーそのものが結局は町の条例で制定しているということになっても、漏れるという心配はあるわけですね。絶対ないということとは言えないわけで、そういう点でいろいろな情報が漏れる可能性があるということでは町民の安心・安全を守るという点から考えてみても、私はこの点いろいろ問題もあります。先ほども述べたように、裁判沙汰にもなるのも全国的にも起きています。そういう点では障害者の問題もあります。そういう点では憲法13条のプライバシーの問題とも関連してきますので、この問題については、私は反対を表明したいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、じゃ、反対討論。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 私は反対の立場から討論をいたします。

周知のように、いわゆるマイナンバー制度、正式名称が社会保障・税番号制度というよう
なことでありますけれども、2016年1月、来月からですが、スタートするわけです。住民
票番号や年金番号、納税番号などこれまで各関係省庁管轄ごとにばらばらの管理番号を使用
してきた日本政府が、これからは全国民に背番号をつけて、特定の個人を識別できるように
して、個人情報管理しやすくする制度を創設したわけであり、現在、町民の皆さんに
この番号の通知カードが配布されております。本条例案はこの法律に基づく個人番号の利用
及び個人情報の提供に関する条例を制定するものであり、著しくプライバシー侵害を起こす
おそれがあることを私は危惧するものです。

別表第1から第3の事務内容を見ても明らかなように、災害援護資金の貸し付け、重度心
身障害者に対する医療費の助成、難聴児の補聴器助成、遺児手当支給、ひとり親家庭医療費
助成、就学援助助成、地方税関係及び住民票関係情報、生活保護法及び児童扶養手当法に関
係することなど、事細かく町長と教育委員会、この機関が個人情報を管理し、情報提供ネッ
トワークシステムに情報提供を可能にするということであり、

マイナンバー制度は町民にとりまして、ある意味、来るべく消費税増税よりも脅威とな
るというふうに私は思います。政府や各役所にとりましては徴税、税を取り立てるですね、
この切り札だったということでもあり、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償など
あらゆる分野において活用されますから、町民の皆さんはいわば丸裸にされると。各種徴税、
取り立てるほうですね、徴税対象になると言っても私は過言でないというふうに思ってお
ります。

さきに見ました別表内容も第2条の4により情報提供ネットワークシステムにより名寄せ
され、情報を蓄積され、第3条により町は国と連携して個人情報を管理し、必要な場合に提
供するというのも町の責務とされています。こうして国に個人情報が一元把握管理される
こととなります。私はこういうことからプライバシー侵害、極度に脅威となるこの制度と、
それに基づく本条例制定には反対を表明いたします。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第4、議案第2号 那珂川町新庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町新庁舎建設工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町の新しい庁舎建設につきましては、平成17年に那珂川町が誕生してから馬頭、小川の両庁舎の老朽化に伴い、建て替え等について検討してきたところでございますが、ご承知のとおり、平成23年3月に発生しました東日本大震災により庁舎も被災し、応急措置を施しながら現在まで使用してきたところであり、町民の皆様にはご不便あるいは残った庁舎の危険性についてもご心配をおかけしてまいりました。

また、新庁舎建設基本計画につきましても、私が町長に就任してからの町政懇談会におきまして、町民の皆様から多くのご意見をいただき、基本計画から実施計画までを新たに見直したところです。その間、町を思ってください町民有志の皆様からは多くの署名を添えて要望書もいただいたところです。

そういった中で、見直し後の実施計画が完了したことから、議会の皆様には報告を申し上げた上で、一般競争入札により11月30日に開札を行い、4単体、3共同企業体の応札の中から落札候補者を決定し、資格審査を行い、12月3日に落札決定をいたしました。

その結果、入札書記載金額16億7,014万円、消費税を含めた契約金額18億375万1,200円で、大田原市の七浦建設株式会社を代表構成員とし、那珂川町の佐藤建設株式会社並びに鈴木建設株式会社を構成員とする七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体と契約を締結するものです。

地方自治法第96条第1項第5号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第2号をごらんいただきたいと思います。

契約の締結内容は、1、契約の目的、那珂川町新庁舎建設工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、18億375万1,200円。

4、契約の相手方、栃木県大田原市若草2丁目1059番地1、七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体、代表 七浦建設株式会社 代表取締役 福田保男。

なお、同共同企業体の構成員につきましては、那珂川町の佐藤建設株式会社と鈴木建設株式会社です。

裏面の参考資料をごらんください。

入札の経過ですが、10月26日に入札公告を行い、11月13日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、11月27日を提出期限として、郵便入札方式により入札を実施し、入札参加事業者2社の立ち会いのもと、11月30日に開札を行いました。

開札結果は、入札経過書一覧のとおりであり、最低額入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、12月3日に七浦・佐藤・鈴木特定建設工事共同企業体を落札者と決定したところです。

なお、本入札の予定価格は22億2,772万6,800円であり、落札率は80.968%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる12月11日に締結したところです。

次に、参考資料2枚目をごらんください。

契約金額の内訳は、入札書記載金額16億7,014万円に消費税相当額1億3,361万1,200円を

加えた18億375万1,200円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事場所は那須郡那珂川町馬頭555番地です。

工事の内容は、建築工事一式、構造として鉄筋コンクリート造、一部木造、一部鉄骨造となります。階数は地上2階建て、建築面積は2,249.57平方メートル、延べ床面積は3,823.95平方メートル、そのほか電気設備工事一式、機械設備工事一式となります。

工期は着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成を平成29年2月28日とし、2カ年間で設定期間とする継続事業として実施いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 予定金額及び落札率の説明ありましたが、この説明書の中で、参考資料の中で失格業者が1社出ております。この失格を定めると、ということは最低金額を定めたということであると思えますけれども、その最低予定金額についてお示しをいただきたいと思えます。

それから、契約に当たりましては、保証金を提出というのは常識だとは思いますが、保証金としては幾らを定めているのか。

関連することとしましては総体の総額ですね。庁舎建設の外構工事が示されておられませんからわかりませんが、新聞等でも拝見できてはおりますけれども、正式に外構工事を含めると、この落札金額、消費税込みにプラスこの外構工事含めると、総額新庁舎建設は幾らになるのかお示しができればお願いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、最低制限価格でございますが、最低制限価格につきましては公表をしておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、最低制限価格算出方法、これにつきましては町ホームページにおいて公表しているところです。

それから、契約の保証金額、これにつきましては申しわけございません、今手持ちの資料がございませんので、後日ご報告をさせていただきたいと思えます。

それと、総額ということですね。今の段階での見込み額ということで、今回の工事請負契

約を含めた見込み額ということになりますと、おおむね全て含んで23億円程度と見込んでおりますが、まだこれから工事に着工してみないとどのぐらいの金額がかかるかわからない、また、外構工事等につきましても入札に課されているわけですので、その入札によっては金額が変わってくるという形になりますので、おおむねということで23億円程度ということでご報告をさせていただきます。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） ただいまの説明で最低制限価格が公表されないということでございますけれども、どのような規定に基づいて制限価格が公表されないのか。また、当然失格になった業者にしてみれば、当然最低価格制限以下であったということになるかと思うので、やはりそういう点も事業者のほうでは理解しているのかどうなのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 公表をしていないというのは入札制度の決まりの中で、制限価格は公表しないということになっております。現在のところですね。

また、今後その最低制限価格も公表を始めているというところもございますので、その点については今後の検討課題になろうかと思いますが、現在のところ規則の中で公表はしない、ただ、計算式は公表するという形になっています。

それと、業者さんのほうでは最低制限価格があるというのは入札、応札に応じた業者さん全てが理解をいただいているところだと思っております。当然入札、開札の場所においても最低制限価格を下回っておりますので、失格とさせていただきますということはお伝えをしております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 当然そうすると、失格した業者については最低制限価格はわかっているというふうに認識してもよろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 開札者としては額は公表しておりませんが、計算式は公表しておりますので、ある程度の最低制限価格の目安は各業者さんつけられていると思います。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 予定価格が発表されたわけですがけれども、これはイコール設計額というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 現在、公示価格の公正化、公平化ということで、ほとんどの場合、設計額イコール予定価格となっているのが現状でございます。これはほかの自治体もほぼ同じだと思っております。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町新庁舎建設工事請負契約の締結については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これにて平成27年第6回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

苦労さまでした。

閉会 午前10時35分